基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十四年三月十三日

大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号

東洋アルミエコープロダクツ株式会社

代表取締役　冨岡　祥浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十三日

東京都中央区八重洲二丁目一一番四号

株式会社TOMOE

代表取締役　神田橋　治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十三日

東京都大田区上池台五丁目二番一号

鵬図商事株式会社

代表取締役　添野　正宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十三日

神奈川県藤沢市遠藤三四一五番地

櫻井興業株式会社

代表取締役　櫻井　匡平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十三日

富山市田尻西五六番地三

株式会社ウェルサポート

代表取締役　杉木　英明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年四月十六日です。

平成二十四年三月十三日

大阪市東成区神路三丁目九番二六号

株式会社奥村商店

代表取締役　奥村　隆映

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である埒見雅行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月十三日

宮城県仙台市泉区長命ケ丘一丁目四番九号

クオバ・インコーポレイテッド

日本における代表者　埒見　雅行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である秋元浩が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月十三日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四―五メローナ日本橋五〇四

株式会社世原綜合商事

日本における代表者　秋元　浩

限定承認公告

本籍富山県砺波市石丸二三二番地、最後の住所千葉県船橋市南三咲一丁目一六番一一号

被相続人　亡　亀永　憲正

右被相続人は平成二十三年十二月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年三月一日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

千葉県船橋市南三咲一丁目一六番一一号

相続財産管理人　亀永眞智子

千葉県船橋市湊町二丁目二番一九号イシデンビル五階　京葉まちかど法律事務所

右代理人弁護士　大家　浩明

限定承認公告

本籍山梨県大月市猿橋町藤崎七一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　和田　浩

右被相続人は平成二十二年五月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十七日甲府家庭裁判所都留支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

山梨県大月市猿橋町藤崎七一三番地

相続財産管理人　和田　力

限定承認公告

本籍大阪府摂津市鳥飼本町三丁目七番、最後の住所大阪府大阪市城東区成育四丁目六番二九号渡辺マンション二〇三

被相続人　亡　福田　康

右被相続人は平成二十三年九月中旬頃死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

兵庫県西宮市甲子園浜田町一〇―一二―三〇八

相続財産管理人　市村　美保

限定承認公告

本籍広島県福山市山手町九九七番地一、最後の住所山口県周南市大字徳山六八一〇番地の二一

被相続人　亡　河原　直

右被相続人は平成二十三年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十四年三月五日山口家庭裁判所周南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十三日

山口県周南市梅園町三丁目五番二号　中村友次郎法律事務所

相続財産管理人河原靖則

代理人弁護士　中村友次郎

取消公告

平成二十四年一月十七日（号外第十号）掲載の左記会社に係る合併公告及び各社の決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年三月十三日

神戸市東灘区向洋町東三丁目八番地

（甲）宮﨑運輸株式会社

代表取締役　宮﨑　司

神戸市東灘区向洋町東三丁目八番地

（乙）株式会社六甲トランステック

代表取締役　宮﨑　司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八二	二	終りから五～四	債務者　RONDOとGu―Dozとトリニティ―と	債務者　RoNDOとGu―Dozとトリニティ―と　辰谷川雄樹
一八二	二	終りから一三枠外別	枠外別	
一八二	下	一七	「第八号」を「第七号」に改め、「第九号」を「第八号」に改め、	

平成二十三年九月三十日（号外第二百十一号）公布財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号（工場立地法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一七下　一般財団法人日本アマチュア無線連盟会」は「一般財団法人日本アマチュア無線連盟協会」の誤り。

平成二十三年七月二十二日掲載の岐阜地方裁判所に係る平成二十三年（フ）第三一九号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中（印刷誤り）

（原稿誤り）

一〇ページ下段表中「一般財団法人日本アマチュア無線連盟会」は「一般財団法人日本アマチュア無線連盟協会」の誤り。

平成二十三年五月十二日総務省告示第百八十号（特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

平成二十四年二月二十九日（号外第四十五号）掲載の国土交通省に係る基本測量関係事項公告中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十三日付第五五号六四ページ
達第四九号二四ページ

ページ●同日付第五六号一五二ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）